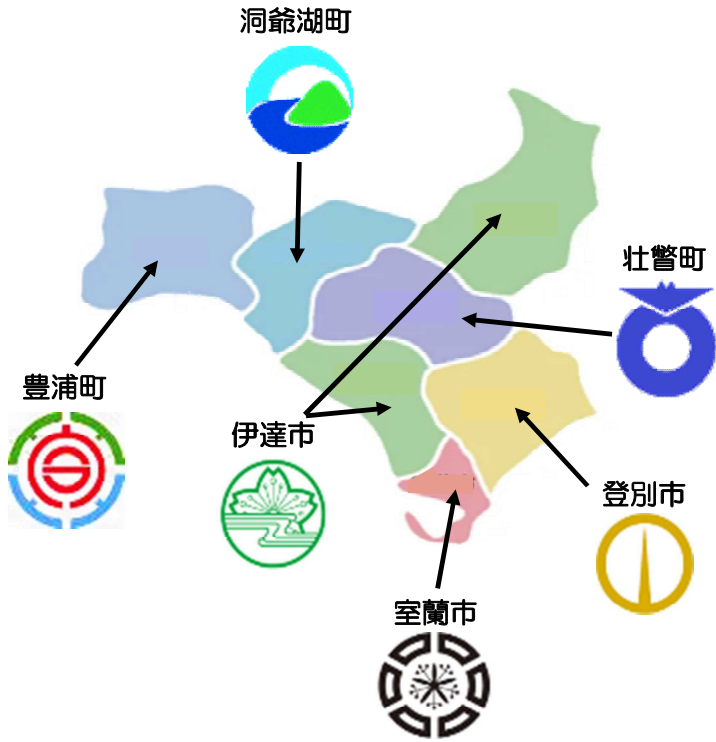


西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会 報告書



令和 4 年 10 月

西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会

目次	P 1
はじめに	P 2
第1章 検討委員会の概要	
1 検討の背景及び目的	P 3
2 検討委員会の体制	P 3
3 検討事項概要	P 3
4 検討経過	P 4
第2章 消防広域化・消防指令業務共同運用への動き	
1 国・北海道の消防の広域化及び連携・協力の推進	P 6
2 北海道内の消防広域化・消防指令業務共同化の動き	P 6
第3章 西胆振圏消防指令業務共同運用の検証及び検討	
1 消防指令業務の共同化を行う市町村の組み合わせについて	P 7
2 共同運用を行う方式の選択について	P 10
3 共同指令センターを設置する場所について	P 11
4 共同指令センターの整備費用の按分について	P 12
5 共同指令センター及び消防救急デジタル無線整備に係る主な財政措置	P 15
6 共同指令センター機器の導入方法の検討について	P 18
7 共同指令センターの主な機器構成例について	P 21
8 共同指令センターを設置した場合の庁舎改修について	P 24
9 共同指令センター運営のための経費負担について	P 26
10 消防指令業務の共同運用の配置人員について	P 27
11 消防指令業務の共同化のスケジュールについて	P 29
第4章 連携・協力の取組みについての検証及び検討	
1 西胆振圏における現状と将来予測	P 30
2 西胆振圏における連携・協力	P 32
資料1 西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱	
資料2 消防指令センターの共同運用の実施状況	
資料3 西いぶり消防指令センター運営経費	
資料4 共同指令センター要員の人員按分率の算出方法について	
資料5 消防指令業務の共同運用Q&A	

はじめに

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、住民ニーズの高度化・多様化など、消防を取り巻く環境は変化しており、今後はこれらの環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があります。

しかしながら、特に小規模な消防本部においては、出動体制、設備資機材、専門員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、西胆振圏についても例外ではなく、今後も減少傾向を辿る一方であります。これに伴い段階的に各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、少子高齢化により生産年齢人口の減少により財政負担の制約もさらに厳しくなるものと考えられます。

国においては、かねてから大規模災害等における、迅速で効果的な消防・救急活動のあり方の検討を行い、平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、市町村の消防の広域化を法律に位置づけるとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を示し、従前より消防の広域化を推進してきたところですが、北海道内では消防本部の管轄面積が大きく広域化や連携・協力によるスケールメリットを見出せないなどの理由により実現に至らないケースが多くありました。

今般、更なる消防の広域化及び連携・協力の推進について令和3年1月25日付消防消第10号通知において、多発する大規模災害や感染症等に的確に対応するとともに、持続可能な形で住民の安全・安心を確保するために、引き続き、自主的な市町村の広域化を進めることの必要性及び広域化の調整が困難な地域においても消防力を強化していくために消防事務の一部について柔軟に「連携・協力」するよう示されたところです。

これを受けて、胆振管内全11市町（6消防本部）は、消防指令業務の共同運用の可能性を探るため令和3年11月より各種検討会を開催し、調査検討を重ねてきましたが、導入する設備規模や通信指令員の人員配置、費用負担方法等について合意には至らず、令和4年8月に共同運用の実現を断念する結果となってしまいました。しかしながら、今後の効率的な消防行政を見据えた場合、人員の適正配置や施設整備費の削減、大規模災害発生時の情報の一元化等は喫緊の課題であり、実現するためには新たな枠組みで再検討することが必要となります。

この報告書は、西胆振圏の室蘭市・登別市・西胆振行政事務組合（伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町）の行政区域の枠組みの中で消防指令業務の共同運用の実現に向けて再検討を行い、構成自治体間の共通認識を図るため必要な事項をとりまとめたものです。

令和4年10月31日

西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会

第1章 検討委員会の概要

1 検討の背景及び目的

消防指令業務は、消防活動の初動体制として、119番通報の受信から出動指令、支援情報の提供など迅速かつ的確な対応が求められています。

この消防指令業務については、これまで自治体消防の原則から各市町村の消防本部ごとに消防通信指令システム等の消防指令施設を単独で整備し、運用してきました。

しかし、昨今の多様化する災害形態の中、迅速で効果的な災害対応が必要であり、大規模災害発生時には近隣市町村との連携などの行政区域を越えた広域的災害対応が求められ消防指令業務についてもこれまでの枠組みを越えた広域対応は必然のことであるため、国においてもその必要性から平成18年6月に消防組織法の一部を改正し市町村消防の広域化を推進してきたところです。また、令和3年1月25日付消防消第10号通知では自主的な市町村消防の広域化及び連携・協力の推進につき、一層の加速化に向けて検討するように示されたところです。

これらを踏まえ、共同運用による広域的な災害対応体制の強化と消防指令設備・デジタル無線設備の整備、運用費のコスト削減等財政面の効率化及び各システムの更新が比較的同じ時期である西胆振圏の3市3町が令和8年2月からの「西いぶり消防指令センター」（以下「共同指令センター」という。）の運用を目指して検討を行いました。

2 検討委員会の体制

検討委員会は、検討委員会及び総務部会、技術部会による構成としました。

- (1) 西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱（資料1）
- (2) 検討委員会及び各部会の名簿（資料1中別表1・別表2）

3 検討事項概要

検討委員会において、次の事項について検討を行いました。

- (1) 消防指令業務の共同化を行う市町村の組合せについて
- (2) 共同運用を行う方式の選択について
- (3) 共同指令センターを設置する場所について
- (4) 共同指令センターの整備費用の按分について
- (5) 共同指令センター及び消防救急デジタル無線整備に係る主な財政措置
- (6) 共同指令センター機器の導入方法について
- (7) 共同指令センターの主な機器構成について
- (8) 共同指令センターを設置した場合の庁舎改修について
- (9) 共同指令センター運営のための経費について
- (10) 消防指令業務の共同運用の配置人員について
- (11) 消防指令業務の共同化のスケジュールについて

4 検討経過

(1) 検討委員会

第1回 令和4年9月2日（金）

- （内容）・検討委員会設置要綱（案）の説明
- ・作業部会（総務部会・技術部会）設置の確認
 - ・消防指令業務の共同化スケジュールの説明

第2回 令和4年9月27日（火）

- （内容）・任意協議会・法定協議会の名称について
- ・消防指令業務共同運用に向けた会議体スケジュール（案）について
 - ・各作業部会からの経過報告及び委員会での検討項目について
 - ・検討委員会報告書（案）の作成について
 - ・その他（高度な運用等）

第3回 令和4年10月18日（火）

- （内容）・各作業部会からの経過報告
- ・検討委員会報告書（案）の作成について
 - ・西いぶり消防通信指令共同運用推進協議会設置要綱について

(2) 総務部会

第1回 令和4年9月9日（金）

- （内容）・経緯の説明、検討事項の確認と検討報告書の担当割振り

第2回 令和4年9月14日（水）

- （内容）・胆振総合振興局による道内・道外の取り組み状況確認
- ・緊急防災・減災事業債の概要説明と起債方法
 - ・協議会設置のための手続き、スケジュール（案）の検討

第3回 令和4年9月21日（水）

- （内容）・各消防本部が作成した検討委員会報告書（案）の内容を協議

第4回 令和4年9月30日（金）

- （内容）・第2回検討委員会で示された検討事項について
- ・共同指令センター勤務シフト表の考案について
 - ・整備費の按分方法について

第5回 令和4年10月12日（水）

- （内容）・検討報告書（案）の最終確認について
- ・実施設計に係る費用の按分方法について

第6回 令和4年10月24日（月）

- （内容）・検討報告書（案）の最終確認について

(3) 技術部会

第1回 令和4年9月8日（木）

（内容）・経緯の説明、検討事項の確認、簡易的デジタル無線伝搬調査について

第2回 令和4年9月15日（木）

（内容）・無線伝搬調査結果、メーカー等確認事項、機器導入方法等の検討
・通信指令室の改修について

第3回 令和4年9月21日（水）

（内容）・機器導入方法等の検討、主な機器構成、庁舎改修費用について

第4回 令和4年10月6日（木）

（内容）・報告書の作成について（追記、変更の確認）
・進行中の案件について（設計業務・メーカー見積関係）
・コンサル確認事項

第5回 令和4年10月20日（木）

（内容）・実施設計仕様書案作成について
・実施設計見積りについて
・優先協議事項について

第2章 消防広域化・消防指令業務共同運用への動き

1 国・北海道の消防の広域化及び連携・協力の推進

小規模消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があり組織管理や財政運営面での厳しさが指摘され、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、国は平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、消防の規模を拡大することで行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図る「自主的な市町村の消防の広域化」を推進することとしました。これにより北海道では平成20年に「北海道消防広域化推進計画」を策定し、その計画を基にそれぞれの地域において議論がなされてきましたが、消防本部の管轄面積が大きい本道においては広域化によるスケールメリットを見出すことができないなどの理由により広域化が進まない傾向があります。しかしながら、小規模本部の消防力の限界に直面する事態が発生していることを受け、国は令和3年に「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について(通知)」を発出し、特に消防指令センターの共同運用については、消防指令システムの更新時期が全国的に令和6年度から令和8年度に集中することから、実現に向け積極的に検討するよう依頼されたところです。

2 北海道内の消防広域化・消防指令業務共同化の動き

(1) 消防広域化

- 平成21年 富良野広域連合消防本部
(富良野地区消防組合消防本部・上川南部消防事務組合消防本部)
- 平成24年 砂川地区広域消防組合消防本部
(上砂川町消防本部・砂川地区広域消防組合消防本部)
- 平成26年 滝川地区広域消防事務組合消防本部
(滝川地区広域消防事務組合消防本部・芦別市消防本部・赤平市消防本部)
- 平成26年 旭川市消防本部
(旭川市消防本部・上川町・鷹栖町)
- 平成26年 大雪消防組合
(大雪消防組合・比布町・愛別町・当麻町)
- 平成28年 とかち広域消防局
(帯広市消防本部・北十勝消防事務組合消防本部
西十勝消防組合消防本部・南十勝消防事務組合消防本部
東十勝消防事務組合消防本部・池北三町行政事務組合消防本部)

(2) 消防指令業務の共同化

北海道内実績なし(令和4年4月1日現在)

北海道消防広域化推進計画で消防指令業務の共同運用の指定地域

- 石狩地域(札幌市消防局・江別市消防本部・千歳市消防本部・恵庭市消防本部
北広島市消防本部・石狩北部地区消防事務組合消防本部)
- 小樽市を含む地域(小樽市消防本部・近隣エリア消防本部)

第3章 西胆振圏消防指令業務共同運用の検証及び検討

1 消防指令業務の共同化を行う市町村の組み合わせについて

(1) 枠組みの経過

令和3年11月より、胆振全体（11市町・6消防本部）での消防指令業務の共同化に向けて協議を進めていたが、運用方式や配置する通信指令員数、整備費等の按分の考え方など、各消防本部間で合意に至らず、令和4年8月1日をもって消防指令業務の共同化を断念しました。

この結果を受け西胆振圏3消防本部（室蘭市消防本部・登別市消防本部・西胆振行政事務組合消防本部）において、消防指令業務の共同化に向けた調整を進め、共同化の実現に向けた具体的な協議を進めることについて、構成する3市3町間において了承されたことを受け、消防本部間において具体的な協議を進めることとしました。

西胆振圏3消防本部での組み合わせ

- ①室蘭市＝室蘭市消防本部
- ②登別市＝登別市消防本部
- ③伊達市＝西胆振行政事務組合消防本部
- ④洞爺湖町＝西胆振行政事務組合消防本部
- ⑤豊浦町＝西胆振行政事務組合消防本部
- ⑥壮瞥町＝西胆振行政事務組合消防本部



◇西胆振圏 3 市 3 町の現状

市町名	面積(k㎡)	人口(人)	世帯数(世帯)
室蘭市	81.01	78,654	44,362
登別市	212.21	45,453	24,232
伊達市	444.21	32,490	17,658
洞爺湖町	180.87	8,211	4,763
豊浦町	233.57	3,633	2,036
壮瞥町	205.01	2,380	1,298
合計	1,356.88	170,821	94,349

※人口および世帯数は令和4年9月末現在の値

(2) 消防指令システムの更新計画について

室蘭市消防本部

現在、使用中の消防指令システムは、平成26年度に整備され、平成27年度より運用を開始し、更新時期については令和8年度に計画をしています。

登別市消防本部

現在、使用中の消防指令システムは、平成26年度に整備され、平成27年度より運用を開始し、更新時期については令和11年度に計画しています。

西胆振行政事務組合消防本部

現在、使用中の消防指令システムは、平成27年度に整備・運用を開始し、更新時期については令和9年度に計画をしています。

(3) 消防救急無線のデジタル化整備について

室蘭市消防本部

現在、使用中の消防救急デジタル無線は、平成26年度に整備され、平成27年度に運用を開始し、更新時期については令和8年度に計画をしています。

登別市消防本部

現在、使用中の消防救急デジタル無線は、平成24年度に整備され、平成25年度に運用を開始し、更新時期については令和11年度に計画をしています。

西胆振行政事務組合消防本部

現在、使用中の消防救急デジタル無線は、平成27年度に整備・運用を開始し、更新時期については令和9年度に計画をしています。

以上のように室蘭市消防本部と西胆振行政事務組合消防本部は、「消防指令システム及び消防救急デジタル無線」(以下「指令施設」という。)の更新時期が共に近いため、共同で整備した場合はスムーズな更新が可能であると考察されます。

また、登別市消防本部に関しては、指令施設の次回更新時期が令和11年度であるが、令和6年度の大規模改修(延命措置)があり、室蘭市消防本部と西胆振行政事務組合消防本部の更新時期と近接であることから、3消防本部共同での指令施設の更新整備を国の財政措置のある地方債を活用することで経費の削減効果が見出せます。

■まとめ

市町村の消防広域化に関する基本指針（以下「基本方針」という。）での枠組みは、「管轄人口30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当である」とされており、胆振全体での消防指令業務共同運用を実施するとなると、管轄人口約38万人、管轄面約3,700k㎡であり指針に示すような規模等が合致しているため協議を重ねてきましたが、胆振全体の地形やさまざまな問題があり断念する結果となりました。

新たな枠組みを検討するにあたり、基本方針では、「しかしながら、管轄人口30万人の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の実情を十分に考慮する必要がある」とのことから、平成21年度より西いぶり広域連合で消防の広域化について、消防連絡会協議を毎年度開催している西胆振圏の3消防本部は、各消防本部の実情を把握しているため、消防指令業務の共同化について協議がスムーズに進むことが考査されます。

また、西胆振圏の3消防本部は西胆振地区地域医療圏と同じ枠組みであり、近年、増加傾向にある救急需要の対応にも有効であると考えられます。

併せて、3消防本部により指令施設を一括で整備することで、複数メーカー間での価格競争効果が働き更なる経費の縮減が見込まれます。

このことから、人口規模は約17万人で管轄面積約1,356k㎡となり、地域性や、指令施設の更新時期、住民の生活圏・市街化形成等を検討した結果、住民サービスの向上、整備費用の縮減が期待できる西胆振圏3消防本部で消防指令業務の共同運用は効果が期待できるものと考えられます。

2 共同運用を行う方式の選択について

◇現状・課題等について

令和4年4月1日現在、全国における消防指令業務共同化は46地域193消防本部で実現しており、その先行事例の多くの地域で協議会方式が採用されています。

(資料2：消防指令センター共同運用の実施状況【総務省消防庁】)

◇検討・対策等について

(1) 協議会方式(管理執行協議会)

地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織であり、法人格や財産権を持たず、構成団体から派遣された職員がそれぞれ派遣元の身分を有したまま、その事務を処理することから権限の委譲及び派遣職員の身分の変更がなく、また、責任の所在にあっても構成団体の連帯責任となるなど、消防指令業務の共同運用の先行事例の多くの団体が採用しております。

(2) 事務委託方式

事務を委託した場合、委託側はその業務権限を失うこととなり、受託側は受託した業務に関する責任をすべて負うこととなります。また、消防指令業務のみを委託した場合、委託側と受託側との消防指令業務以外の消防業務との分界点の決定が困難となるため消防責任の観点から問題が発生する可能性があります。

(3) 共同設置方式

共同設置される職員は全ての構成団体の職員として事務を処理することから、指揮命令系統の一元化が確保できるが、職員の身分・給与等の処遇を統一することが必要となります。

各構成団体からの派遣職員で運営しようとした場合、実現が困難であり、共同設置される職員は複数の消防長の指揮下になり役割、責任の所在が不明確になるおそれがあります。

■まとめ

消防指令業務の共同運用の運営方式については、前述のような形式が想定されますが西胆振圏での共同処理する事務内容、組織の規模、将来的な展望を検討した結果では協議会方式が権限の委譲、派遣職員の処遇及び責任の所在等において構成自治体にとって最も効果的な方式であると考えます。

3 共同指令センターを設置する場所について

(1) 設置場所について

共同で指令センターを設置する場合、新たに用地を確保し建設するのではなく、既存の施設に当該消防指令業務を行うために必要な施設面積を確保し運用するのが効果的かつ効率的です。

室蘭市消防本部の通信指令室は室蘭市消防総合庁舎の2階に設置されており、隣接する消防署の事務室部分等を見直しすることにより共同指令センターに必要とされるスペースは確保可能です。

また、室蘭市消防本部は登別市消防本部、西胆振行政事務組合消防本部の中間に位置しており、協議会方式で共同指令センター要員を派遣する場合、往来に最も適した立地となっています。

これらのことから、共同指令センターの設置場所は室蘭市消防本部庁舎内が適切であると考えます。

(2) 設置環境について

室蘭市消防総合庁舎に共同指令センターを設置した場合、3消防本部の職員、機器類等の収納等十分な施設環境が整っているのかを検証する必要があります。

現在、室蘭市消防本部の通信指令室には仮眠室が3室設置されており、1当直あたり3人の通信指令員が勤務しています。共同指令センターには日勤者1人、隔日勤務者12人の計13人が配置となり、1当直の勤務者は室蘭市消防署からの兼務の1人を加えて5人となることから、プライバシーの保護、感染防止等、仮眠の確保から当直勤務職員の人数分である5室以上の仮眠室整備が必要です。また、現在は通信指令室に女性職員の仮眠室がないため、女性職員の配置を考慮し女性専用の仮眠室の設置についても検討が必要です。

指令台等設置スペースについては、現在室蘭市消防本部の通信指令室に設置している消防指令システムは、消防防災施設整備補助金交付要綱で区分する離島型（Ⅰ型）を収容しています。室蘭市の人口約8万人規模に対して離島型（Ⅰ型）の消防指令システムを整備していますが、共同化を想定して人口約17万人の規模に対応するためには、Ⅱ型への拡張整備が必要となります。既存の通信指令室には、共同指令センターの指令台及びサーバー系の装置を収容する十分なスペースはなく、新たにサーバー等の装置を収容する機械室の整備が必要であり、あわせて大規模災害時に対応できるよう指揮室を併設することから、庁舎の改修が必要です。

■まとめ

共同指令センターの設置場所を検討した結果、室蘭市消防総合庁舎に設置することが適切であるといえますが、現場活動の情報収集用として登別市消防本部と西胆振行政事務組合消防本部への情報表示盤の設置や、3消防本部の管轄の個人情報を取り扱う通信指令室のセキュリティの強化及び指令員の配置人数の増加による仮眠室の増設など施設の改修についても協議する必要があります。

4 共同指令センターの整備費用の按分について

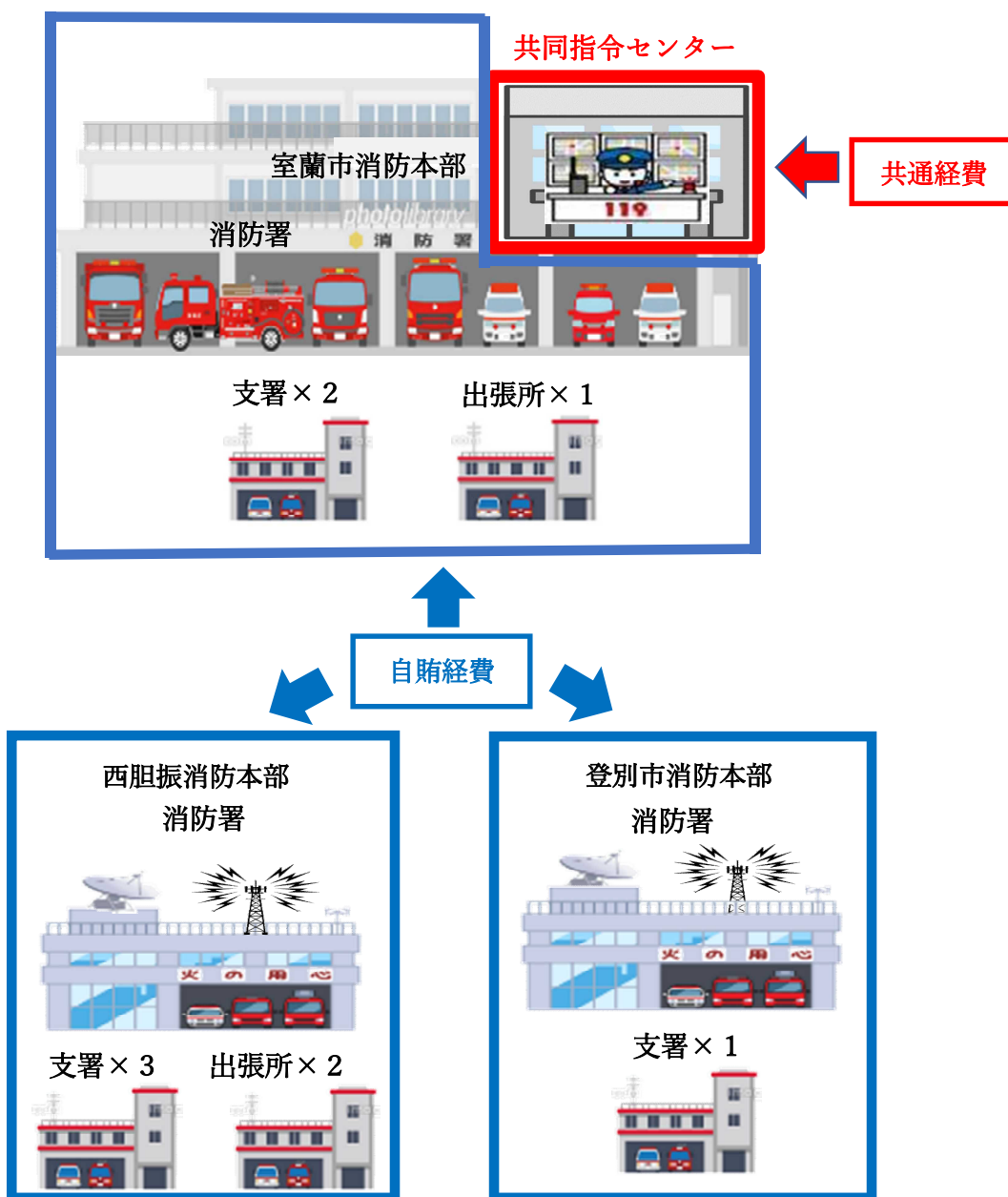
◇現状・課題等について

共同指令センターを運用する場合の費用負担の考え方としては、均等割、単独整備費用に応じて負担する方法、基準財政需要額割(消防費)、人口比による方法等が考えられますが、按分方法については構成自治体で協議し規約で決定するのが一般的です。

◇検討・対策等について

(1) 構成自治体で使用する設備の経費負担の按分について

指令施設の整備費用は、共同で使用する設備は構成自治体で定める経費負担按分率により「共通経費」として費用を負担し、各自自治体単独で整備する設備は「自賄経費」として負担することを原則とし、按分の根拠が明確に説明できるように検討を行う必要があります。



(2) 経費負担の按分方法について

① 人口による按分

人口は、火災、救急等の発生件数や住民からの災害通報や問い合わせの件数等に直接的に関連をもつ項目であるので、住民への公平性が高い経費負担の基本として考えるべき項目です。

また、人口統計については、毎年9月末日現在の最新の調査結果を基にすることで次年度予算に反映させることができるため、住民への公平性が高いと考えます。

② 基準財政需要額（消防費）による按分

基準財政需要額（消防費）とは、各市町村の財政需要を合理的に測定するために当該各市町村について地方交付税法第11条の規定により算定した額であり、各市町村における個々の具体的な財政支出の実態を合理的な方法で測定し、自然的・地理的社会的条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されるため財政に対する公平性が高いと考えます。

③ 均等割による按分

均等割は同規模の自治体が共同運用する場合には公平性が保たれるが、構成自治体の規模に相当の差異がある場合は小規模自治体の財政負担が大きくなるため按分の根拠としては公平性に欠けるものと考えます。

④ 災害件数（火災、救急、救助、その他）による按分

災害発生件数による按分は、人口による按分と類似する項目であるが、突発的な災害や大規模災害が発生した場合は一時的に災害件数が増加する可能性がある項目であるため、施設整備費の按分の根拠としては適さないものと考えます。

⑤ 管轄面積による按分

管轄面積による按分は、消火活動や救急活動に係る装備や人員、署所の設置等に関連する按分項目としては公平性が高い項目といえますが、住民からの通報、活動車両への通信業務を行う指令業務に係る経費の按分の根拠としては公平性に欠けるものと考えます。

⑥ 消防職員数による按分

消防職員は各自治体が消防力強化のため経費を費やし充実してきたもので、職員数の比率と経費負担を比例して按分することは公平性に欠けるものであり、署所数や車両数で按分することも同様であると考えます。

■まとめ

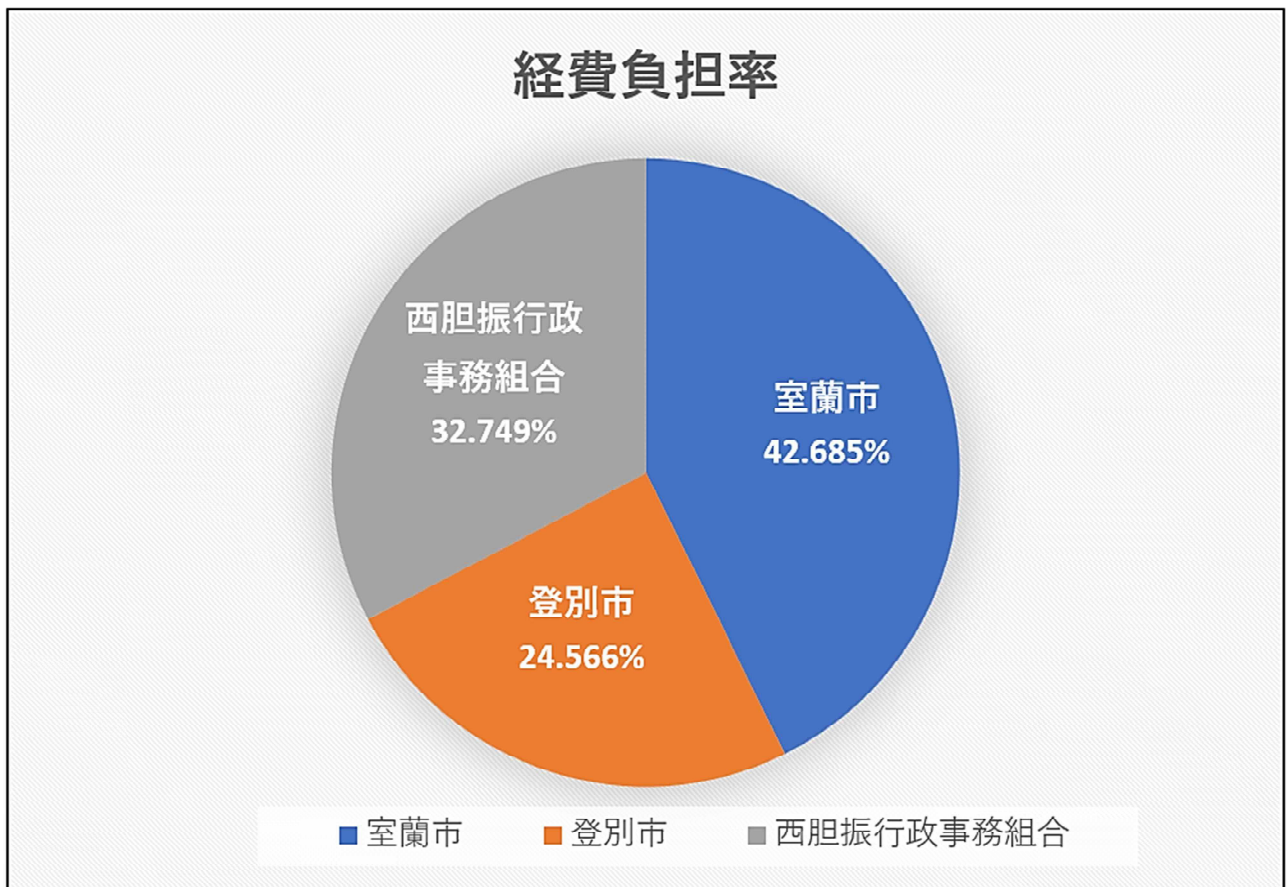
上記、検討結果から、住民への公平性が高い人口による按分及び財政的な公平性が高い基準財政需要額（消防費）を按分の軸とすることが公平であると考えことから、「人口割」「基準財政需要額」の双方について各50%の割合で按分した負担割を提案します。

当該負担率は、協議会を設立した場合、毎年9月末の人口と基準財政需要額（消防費）を次年度予算に反映させることを規約等で定めることとなります。

構成自治体経費負担率

(参考：令和4年9月末現在)

構成自治体	人口 (人)	令和4年度 基準財政需要額(消防費) (千円)	人口割 (50%)	財政規模割 (50%)	経費負担率
室蘭市	78,654	1,105,622	46.045%	39.325%	42.685%
登別市	45,453	633,259	26.608%	22.524%	24.566%
西胆振行政 事務組合	46,714	1,072,640	27.347%	38.151%	32.749%
合計	170,821	2,811,521	100%	100%	100%



5 共同指令センター及び消防救急デジタル無線整備に係る主な財政措置

◇現状・課題等について

各自治体で単独で指令施設を整備する場合、緊急通報から出動自動編成・災害対応へと高度な運用を処理する特殊なシステムを構築する必要があるため、整備費用や保守費用が高額で財政負担を押し上げる要因の一つとなっているのが現状です。共同で整備することによる重複設備の削減や共同運用に対する国の手厚い財政支援の活用が可能となるため、費用の低減化を検討する必要があります。

◇検討・対策等について

(1) 共同指令センター

連携・協力実施計画に基づき必要となる共同指令センターの運用を計画した場合において現時点で最も有利な国の財政措置は**緊急防災・減災事業債**となっていますが、令和7年度までの時限措置のためシステム構築実現に向けて早急に協議を進めなければなりません。各自治体で単独整備した場合は緊急防災・減災事業には該当せず、個々に他の財政措置を検討しなければなりません。その一例として消防防災施設整備事業が該当します。

(単独整備・共同整備負担額比較表)

① 各自治体単独整備費（消防防災施設整備事業）（単位：千円）

防災対策事業債（充当率 75%）	一般財源 25%
（交付税算入率 30%）	

構成自治体	単独整備費	地方債 (A) (75%)	一般財源	交付税措置 (A の 30%)	実 質 負担額
室蘭市	438,796	329,000	109,796	98,700	340,096
登別市	322,751	242,000	80,751	72,600	250,151
西胆振行政 事務組合	487,015	365,200	121,815	109,560	377,455
合 計	1,248,562	936,200	312,362	280,860	967,702

② 共同運用整備費（緊急防災・減災事業）※令和7年度事業まで対象（単位：千円）

緊急防災・減災事業債（充当率 100%）	
（交付税算入率 70%）	

構成自治体	共同整備費		地方債（A） （100%）	一般財源	交付税措置 （A の 70%）	実 質 負担額
室蘭市	共通経費	271,913	402,900	26	282,030	120,896
	自賄経費	131,013				
	経費合計	402,926				
登別市	共通経費	156,491	250,000	6	175,000	75,006
	自賄経費	93,515				
	経費合計	250,006				
西胆振行政 事務組合	共通経費	208,619	384,400	64	269,080	115,384
	自賄経費	175,845				
	経費合計	384,464				
合 計	1,037,396		1,037,300	96	726,110	311,286

※共通経費については庁舎改修費を含む

①と②の**整備費**の削減効果 △ 211,166 千円

①と②の**実質負担額**の削減効果 △ 656,416 千円

(2) 消防救急デジタル無線設備

共同指令センターと消防・救急隊を結ぶ無線は消防活動上の指令、報告などに使用される重要な情報伝達手段であります。消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点からアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日で終了し、現在では全ての消防本部においてデジタル無線が運用され、出場隊とのより高度な情報提供と確実な情報収集が可能となり消防救急活動の効果的・効率的な運用に必要不可欠な設備となっています。

昨今においては複雑多様化する災害に対する的確な対応、また有事における国民保護の対応など、広域的な相互応援活動が求められています。これまでの消防救急無線は、各自治体が単独で整備し運用されてきましたが、今後は消防の広域的活動に対応した通信基盤の確保が重要となるとともに、共同整備により費用の節減策を模索し併せて有利な国の財政措置を検討しなければなりません。現時点で最も有利な国の財政措置は**緊急防災・減災事業債**となっておりますが、現行のデジタル無線設備を更新する場合には無線の不感地帯の解消やメンテナンスの向上、無線機器の機能の向上などの機能強化が条件となっているため、技術的な検討が必要となります。以下に各自治体が単独で更新した場合と複数の自治体で共同整備により更新した場合の整備費用を検討しました。

なお、以下の資産においては現状設備と同じ内容での整備としていますが、今後基地局等の精査により費用の削減が見込まれます。

(単独整備・共同整備負担額比較表)

① 各自治体単独整備費（消防防災施設整備事業）（単位：千円）

防災対策事業債（充当率 75%）		一般財源			
（交付税算入率 30%）		25%			
構成自治体	単独整備費	地方債（A） （75%）	一般財源	交付税措置 （A の 30%）	実質 負担額
室蘭市	338,412	253,800	84,612	76,140	262,272
登別市	400,129	300,000	100,129	90,000	310,129
西胆振行政 事務組合	733,710	550,200	183,510	165,060	568,650
合計	1,472,251	1,104,000	368,251	331,200	1,141,051

② 共同運用整備費（緊急防災・減災事業）※令和7年度事業まで対象（単位：千円）

緊急防災・減災事業債（充当率 100%）						
（交付税算入率 70%）						
構成自治体	共同整備費	地方債（A） （100%）	一般財源	交付税措置 （A の 70%）	実質 負担額	
室蘭市	共通経費	318,400	29	222,880	95,549	
	自賄経費					309,316
	経費合計					318,429
登別市	共通経費	376,200	78	263,340	112,938	
	自賄経費					371,033
	経費合計					376,278
西胆振行政 事務組合	共通経費	724,900	24	507,430	217,494	
	自賄経費					717,932
	経費合計					724,924
合計	1,419,631	1,419,500	131	993,650	425,981	

①と②の整備費削減効果 △ 52,620 千円
 ①と②の実質負担額の削減効果 △715,070 千円

■まとめ

国の財政措置を活用して整備した場合の効果を比較した結果、各自治体で単独で整備を実施するより、複数の自治体で共同整備することを条件として**緊急防災・減災事業債**を活用することで各自治体の大幅な財政負担の軽減が見込まれます。

また、今後は共同整備により重複する消防指令システムの付属設備及びデジタル無線設備の基地局等を精査することにより、更なる整備費削減が可能となるため、機器構成について慎重に協議する必要があると考えます。

6 共同指令センター機器の導入方法の検討について

◇ 現状について

室蘭市消防本部

現在の消防指令システムは平成26年度に整備し平成27年度より運用を開始しています。機器については買い取りとなっています。また導入後は室蘭市のセキュリティポリシーに対応するためのOS更新を含めた中間更新を令和元年度に実施しています。

消防救急デジタル無線は平成26年度に整備し平成27年度より運用を開始しています。

保守についてはメーカーと随意契約を締結し、内容や請負価格は協議により決定しています。

登別市消防本部

現在の消防指令システムは平成26年度に整備し平成27年度より運用を開始しています。機器については買い取りとなっています。また導入後は機器の不具合に応じて適宜保守を実施しています。

消防救急デジタル無線は平成24年度に整備し平成25年度より運用を開始しています。

保守についてはメーカーと随意契約を締結し、内容や請負価格は協議により決定しています。

西胆振行政事務組合消防本部

現在の消防指令システムは平成27年度に整備・運用を開始しています。機器については買い取りとなっています。また導入後は各種ディスプレイ、装置サーバー等の更新を令和3～4年度に実施しています。

消防救急デジタル無線は平成27年度に整備・運用を開始しています。

保守については仕様書に基づき指名競争入札を実施、設計業者がメーカーを下請けとして保守を行うことにより金額的にメリットが生じるとともに、機器更新についても柔軟な対応を受けています。

◇ 機器の導入方法について

機器を導入するに当たっての取得方法はリース方式、買い取り方式の2パターンが想定されます。それぞれの特徴を次の表に示します。

	買い取り方式	リース方式
所有者	地方自治体（市町村・組合等）	リース会社
導入経費 （イニシャルコスト）	設備購入費などの初期投資に多額の資金が必要となる	買い取りと比較して初期費用を大幅に抑えられるが、支払総額は割高になる
運用経費 （ランニングコスト）	人件費、通信費、消耗品費、設備維持費、光熱水費 等	左記のコストに加えて機器のリース料が必要となる（導入に係るコストを平準化し転化されるため高額となる）
	保守費用	1年間は保障期間 2年目以降分は別途計上する
	中間更新費用	状況に応じた機器の延命、トータルコストの低減・平準化が可能
財源	国の財政措置が利用できる	国の財政措置が利用できない

◇ 保守費用・中間更新費用について

導入方法がリース契約の場合、一般的には保守についても仕様として盛り込むため、リース料の中に既に含まれると考えられます。よって保守経費も競争の中から積算された金額ですが、機器保全のため導入より5年経過時に行う中間更新については業者による計画期間となることが多いため割高となります。

買い取りの場合、保障期間が終了した後の保守については別途、運営経費（ランニングコスト）として計上していく事になりますが、仕様書に基づき指名競争入札を実施し、設計業者がメーカーを下請けとして保守を行うことにより、保守内容の選択及び見直しを図ることができ、費用負担の大きい中間更新においても状況に応じた機器の延命、トータルコストの低減・平準化を図ることが可能となります。

◇ 発注の方法について

一括発注方式（デザインビルド）

一括発注方式は、基本設計と実施設計、施工を一元化する手法です。

メリットはそれぞれにかかる入札事務等の期間を短縮できることや、設計段階から必要な施工準備を検討することができるため工期全体の圧縮効果が生まれること、設計と施工が一体的になることから受注業者が持つ特徴的な技術を総合的に反映させることが可能となります。

デメリットは、施工を優先させた設計が選ばれる可能性があること、品質管理の責任が曖昧になる可能性もあることから、発注者が事業を開始する時点であらゆる項目で綿密な発注仕様を定め、責任の分担を明らかにすることが必要となり、そのためには相応の準備期間を要します。

分離発注方式

従来の公共事業の発注に多く見られる手法です。

メリットは、基本設計、実施設計、施工のそれぞれで入札を行い業者を選定しますので決定プロセスを透明化することができ、各工程で専門家の意見を取り入れながら仕様を作成するため、時勢に合わせてきめ細かな調整をすることができます。

デメリットは事務を進めるためにそれぞれのプロセスで一定期間の時間が必要となること、設計の求める技術と施工業者の保持している技術の整合性を保つ必要があり前例に倣った設計が見られることが挙げられます。

■まとめ

現時点では、地方自治体が負担する整備費用を抑えるために最も有利な国の財政措置は「緊急防災・減災事業債」（事業年度：令和7年度まで）となります。

よって導入方式は当該起債が活用できる「買い取り方式」が適切であると考えます。

また、保守費用は入札による競争によって適正価格にしていくことが重要と考えます。

発注の方法については、現在、効率的な共同運用を実施するために理想的な施設環境や機器構成などについて専門家の意見も聞きながら細やかな協議を進めている段階ではありますが、消防救急デジタル無線を効率的に整備するためには、各消防本部が所管するデジタル無線基地局の電波伝播調査を実施する必要があり、現時点では一括発注するための綿密な発注仕様を作成することが困難であることから発注方法については分離発注方式で行うことが適切と考えます。

7 共同指令センターの主な機器構成例について

< 共同指令センター機器構成例 > 消防指令システム

装置名	共同運用での主な機器構成			
	共同整備	室蘭市	登別市	西胆振
指令装置				
┌ 指令台	3台			
└ 自動出動指定装置	1式			
└ 地図等検索装置	3式			
└ 長時間録音装置	1式			
└ 非常用指令設備	1式			
└ 指令制御装置	1式			
└ 携帯・IP 電話受信転送装置	1式			
└ プリンタ(モノクロ、カラー)	2台			
└ スキャナ	1台			
署所端末装置		4台	2台	7台
駆け込み通報装置		4台	2台	
指揮台	1台			
表示盤				
┌ 車両運用、支援情報、多目的情報表示盤	3式			1式
└ 映像制御装置	1式			
└ 入電表示盤	1面			
└ 情報表示モニタ	2面			
└ 情報表示盤		2面	4面	1面
無線統制台	1式			
指令電送装置				
┌ 指令情報送信装置	1式			
└ 指令情報出力装置		4式	2式	7式
気象情報収集装置				
┌ 気象情報収集装置		1式	1式	1式
└ 気象 Web サーバー	1式			
災害状況等自動案内装置		1式	1式	1式
順次指令装置		1式	1式	1式
音声合成装置	1式			
出動車両運用管理装置				
┌ 管理装置	1式			
└ 車両運用端末装置(AVM)		24台	15台	23台
└ 車外設定端末装置			17台	13台

システム監視装置				
┌ システム監視装置	1台			
└ データメンテナンス装置		1台	1台	1台
電源設備				
┌ 無停電電源装置(本部、署所用)	1台	4台	2台	7台
└ 直流電源装置	1台			
└ 非常用発電設備(※)	1台			
統合型位置情報通知装置	1式			
拡張台	4台			
支援情報端末装置	4式			
非常用補助電話	4台			
メール一斉指令装置	1式			
119番通報受付補助システム				
┌ FAX119受信装置	1式			
└ NET119受信装置	1式			
災害情報伝達装置				
┌ 情報共有サーバー	1式			
└ 情報共有端末装置		1台	1台	1台
└ プリンタ	1台			
└ 情報共有表示盤	4面			
ネットワーク機器(本部、署所用)	1式	4式	2式	7式
複合機	1台			
予備品・付属品等	1式			
既設設備撤去		1式	1式	1式

(※) 実施設計において、庁舎の非常用発電機では容量が不足することが判明した場合、庁舎用の非常用発電機の容量拡大もしくは共同指令センター用の非常用発電機の新規設置が必要。

< 共同指令センター機器構成例 > **消防救急デジタル無線設備**

装置名	共同運用での主な機器構成			
	共同整備	室蘭市	登別市	西胆振
消防救急デジタル無線設備				
┌ 基本架		1台	3台	4台
└ 増設架(1、2、4無線ユニット)		1台	3台	8台
└ 空中線共用器		2式	3式	8式
└ 空中線		11式	6式	16式
└ 空中線(卓上、受令機用)		5式	4式	12式
└ 空中線同軸避雷器		11式	10式	28式
└ 遠隔制御器(LAN対応型)		1式	3式	6式

車載型無線機(単信、複信)		30台	22台	51台
車載無線機用空中線 1/4λホイップ型		60式	44式	102式
卓上型固定移動局(バッテリー内蔵)		8台		6台
同上予備バッテリー		2台		
可搬無線機			2台	
受令機(簡易型)FH モニタ、署所用		4台	3台	6台
システムラック19インチ	1式	2式	3式	7式
空中線取付架台				28式
指令センター設備				
無線回線制御装置(32ch)	2式			
OD/LAN 変換装置	10式	1式	3式	6式
管理監視制御卓	1式			
プリンタ	1台			
無停電電源装置(1kVA)管理監視制御卓用	1台			
デジタル無線操作部 2 台(指令台接続費)	1式			
伝送設備				
ネットワーク装置(L3-SW 等)	2式	4式	3式	8式
アプローチ回線導入費	1式	2式	3式	7式
MDF				4式
電源装置				
直流電源装置(DC-48V300Ah等)		2式	3式	4式
帯雷トランス(2kVA 以上)		1式	3式	4式
発動発電機(屋外単相 5kVA 以上)		1式	2式	1式
DC/AC インバータ		2式	3式	4式
DC/AC 分電盤				4式
無停電電源装置(0.2kVA 以上)	1式	2式	3式	3式
携帯無線機(予備電池バック他含む)		59式	20式	37式

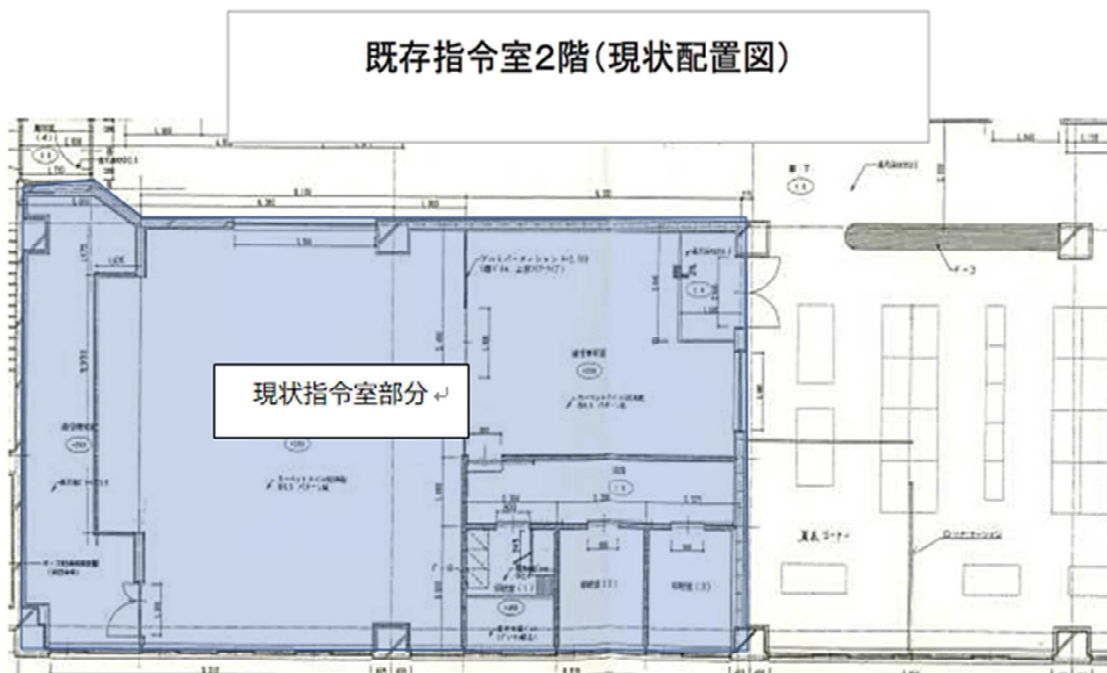
< 共同消防指令センター機器構成例 > その他設備

西胆振消防指令室改修費				1式
遠隔制御装置移設費			1式	

8 共同指令センターを設置した場合の庁舎改修について

◇現状・課題等について

(1) 室蘭市消防本部通信指令室の現状について



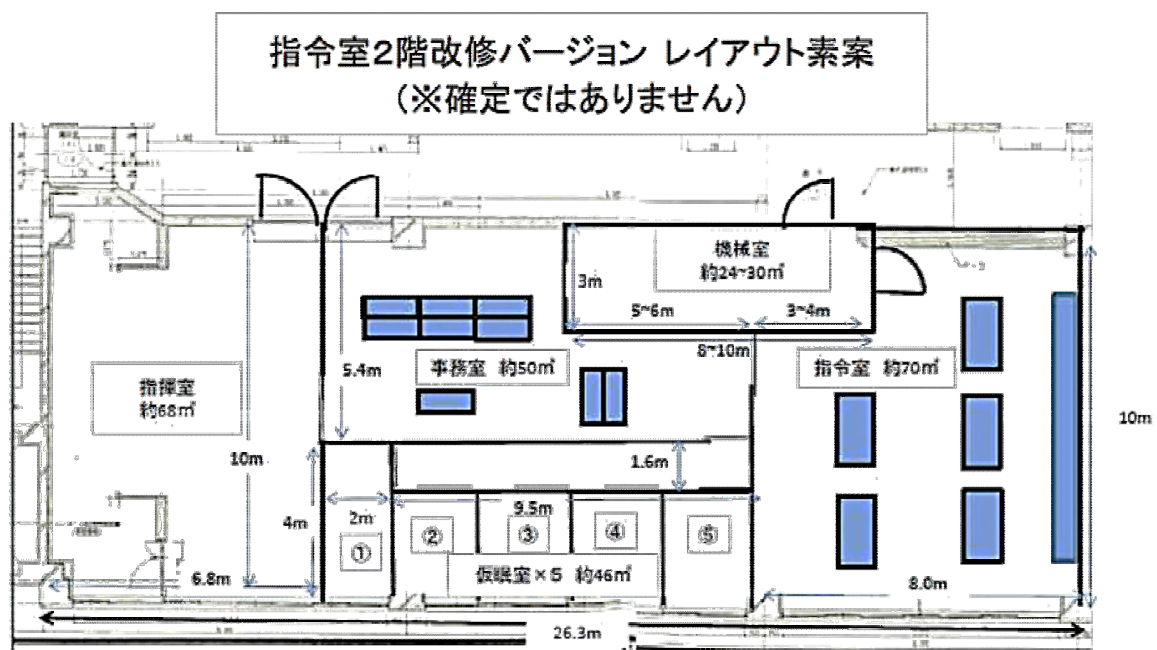
室蘭市消防本部2階平面図(現状指令室部分)

建築年月：平成11年2月

2階総床面積：1,450.90㎡

現状指令室部分面積：約183㎡

(2) 改修後の共同指令センターについて



(3) 共同指令センター設置に係る課題について

共同指令センターの設置場所を検討した場合、室蘭市消防総合庁舎に設置することが適切であるといえますが、共同運用に伴い、消防指令システムを離島型（Ⅰ型）からⅡ型に更新する必要があります。また、通信指令員の配置人数の増加による仮眠室の増設、女性職員専用の仮眠室の設置、非常用発電機の増設など共同指令センター施設を構築するためのレイアウト変更や建物改修について協議する必要があります。

■まとめ

室蘭市消防総合庁舎に共同指令センターを設置する場合、現在の室蘭市消防本部通信指令室を拡張する必要があります。そのため、実施設計において導入が決定する機器類の配置、仮眠室等の増設など施設改修を踏まえ、室蘭市消防本部が通常の消防指令業務に支障を及ぼさないように庁舎改修及び共同指令センターの構築を行える適切なレイアウト案を協議する必要があります。

9 共同指令センター運営のための経費負担について

◇負担割合について

共同指令センター運営経費の負担割合については、整備費用と同様に各消防本部における基準財政需要額割合 50%＋人口割合 50%にて算出し、人口および基準財政需要額等の変動により、毎年、経費負担率の見直し等を行い定めます。

(※人口は9月末時点の住民基本台帳による)

<令和5年度の負担割合>

項目		室蘭市	登別市	西胆振	合計
基準財政需要額 (令和4年度算定)	金額(千円)	1,105,622	633,259	1,072,640	2,811,521
	割合(%)	39.325%	22.524%	38.151%	100.000%
換算割合50%		19.662%	11.262%	19.076%	50.000%
人口 (令和4年9月末時点)	人口(人)	78,654	45,453	46,714	170,821
	割合(%)	46.045%	26.608%	27.347%	100.000%
換算割合50%		23.023%	13.304%	13.673%	50.000%
経費負担率(%)		42.685%	24.566%	32.749%	100.000%

◇共同指令センター運営経費について

(経費負担率 室蘭市：42.685% 登別市：24.566% 西胆振行政事務組合：32.749%)

項目	金額(円)
消耗品費	469,988
燃料費	1,025,638
光熱水費	2,050,443
通信運搬費	13,897,988
手数料	106,082
委託料	34,691,076
使用料及び賃借料	613,224
修繕費	850,900
合計	53,705,339

※詳細については資料3参照

(円)

室蘭市 (按分率:42.685%)	登別市 (按分率:24.566%)	西胆振 (按分率:32.749%)	合計 (100.000%)
22,924,124	13,193,254	17,587,961	53,705,339

■まとめ

共同指令センターを運営するにあたり、現在室蘭市消防総合庁舎2階に設置している通信指令室に係る費用（消防機器管理経費、各種回線使用料ほか総合庁舎管理に係る費用）より、共同指令センターの運営経費を算出した結果、上記のとおりとなりました。

上記の共同指令センター運営経費は、現在の室蘭市消防本部通信指令室の実績から算定した概算の金額です。実際の経費は、設計・入札後に納入機器類が決定しないと回線使用料等の算定ができないため、今後運営経費の見直しが必要となります。

10 消防指令業務の共同運用の配置人員について

(1) 共同指令センター員の算定について

3 消防本部構成市町人口(令和4年9月末現在) 170,821 人 (室蘭市 78,654 人 登別市 45,453 人 西胆振行政事務組合 46,714 人)

通信指令員の数は、消防力の整備指針第31条 第2項により「人口10万人ごとに5人を基準」とされていることから、9人(8.5人)となるが、同条第3項「同時に通信指令管制業務に従事する職員の数には2人以上とする。」とされています。常時2人で夜間帯の勤務シフトを組むためには、1当直5人の通信指令員が必要となり、3部交替制とした場合1当直5人×3部により15人の通信指令員配置となるが、共同指令センター設置消防本部から3人の共同指令センター兼務職員の応援を受けることで、1当直4人、12人の通信指令員配置で対応可能としました。

また、同様に各消防本部に共同指令センター兼務職員として身分を併任した職員を配置し、通信指令員に休暇等が生じた場合の代替要員として対応することで、共同指令センター要員を効果的に配置することが可能となります。

(2) 共同指令センター要員の派遣人数について

共同指令センター要員の各消防本部からの派遣人数については人員按分率により算定し端数分については四捨五入により整数とします。

人員按分率については、実際に各消防本部が対応した各種災害事案件数により算定する事とし、各消防本部における過去5年間(平成29年～令和3年)の「災害受付指令件数」の平均により算出します。(資料4参照)

なお、今回算出した人員按分率は西胆振圏3消防本部における消防指令業務共同運用の検討を行う上での合意が得られたものであるため、原則変更は行いません。

【共同指令センター派遣人員】

消防本部	災害受付 指令件数 平均(件)	人員 按分率 (%)	按分 割合 (人)	派遣 人数	現 行 通信指令員数	共同化後 通信指令員数	効果
室蘭市消防本部	4,459.8	49.0	5.9	6人	10人	※7人	3人
登別市消防本部	2,203.6	24.2	2.9	3人	6人	3人	3人
西胆振行政事務 組合消防本部	2,446.6	26.8	3.2	3人	6人	3人	3人

※全国の多くの先行事例では、共同指令センターに管理者として日勤の共同指令センター長を配置していることから、共同指令センター長を室蘭市消防本部から上記の按分とは別に1人配置(毎日勤務体制)するため7人とした。

(3) 現場要員の増強

消防指令業務を一箇所に統合して災害情報等を一元管理することで、通信指令員を集結し効率的に配置することにより現在各消防本部に配置している通信指令員を削減することが可能であり、その人員を消火や救急部門に再配置することができ、現場活動体制の充実に繋がります。

【通信指令員配置イメージ図】



共同指令センターの1日のシフトについて

【昼勤務】 8 : 45 ~ 17 : 15 (実働 : 7時間45分、休憩 : 45分)

人員	8:45	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15
指令員 1	0:15	1:00	1:00	1:00	1:00	0:15	1:00	1:00	1:00	0:15	
指令員 2	0:15	1:00	1:00	1:15	1:00	0:15	1:00	1:00	1:00	0:15	
指令員 3	0:15	1:00	1:00	1:00	0:15	1:00	1:00	1:00	1:00	0:15	
指令員 4	0:15	1:00	1:00	1:15	0:15	1:00	1:00	1:00	1:00	0:15	
日勤者	0:15	1:00	1:00	1:15	0:15	1:00	1:00	1:00	1:00	0:15	

【夜間勤務】 17 : 15 ~ 8 : 45 (実働 : 7時間45分、休憩 : 7時間45分)

人員	17:15	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	8:45
指令員 1	0:45	0:15	1:00	1:00	1:00				1:00	1:00	1:00					0:45	
指令員 2	0:45	0:15	1:00	1:00				1:00	1:00	1:00					1:00	0:45	
指令員 3		1:00	1:00				1:00	1:00					1:00	1:00	1:00	0:45	
指令員 4		1:00				1:00	1:00					1:00	1:00	1:00	1:00	0:45	
兼務員	0:45	0:15	1:00	1:00	1:00	1:00					1:00	1:00				0:45	

- 1当直(15時間30分)で常時通信指令員2人体制を維持するためには、5人の指令員が必要
- 昼勤務と夜間勤務の労働時間をそれぞれ7時間45分としている(昼勤務と日勤者の勤務時間は同じ)
- 夜間の仮眠時間は、連続して4時間の休憩時間を確保する
- 昼勤務の日勤者は共同指令センター長
- 夜間勤務の兼務員は室蘭市消防署からあらかじめ指名された職員が担当する
- 網掛け部分は休憩時間

11 消防指令業務の共同化のスケジュールについて

〈 令和4年9月～令和8年2月までのスケジュール 〉

【令和4年度】

9月

「西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会」の設置

- ・西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会・作業部会の開催（随時）

10月

「西いぶり消防通信指令共同運用推進協議会」の設置

- ・共同運用検討委員会報告書の策定（10月下旬）
- ・設計施工方法に応じた次年度予算算出（設計）（10月下旬）
- ・各市町長による共同運用検討委員会報告書の決裁（11月上旬）
- ・各市町委員会等報告（11月中旬）
- ・共同運用基本計画の策定（11月下旬）
- ・共同運用に関する確認書締結（12月中旬）
- ・「西いぶり消防通信指令事務協議会規約」作成（1月下旬）

令和5年3月

地方自治法第252条の2の協議会として、3月議会へ議案を提出
「西いぶり消防通信指令事務協議会規約」



※各市町議会で議決された場合

「西いぶり消防通信指令事務協議会」設立



胆振総合振興局長への協議会規約の届出（地方自治法第252条の2第2項）

連携・協力計画書提出

構成市町
告示

【令和5年度】

6月頃

指令台及びデジタル無線 実施設計（基本設計一部含む）入札・契約

【令和6年度】

6月頃

指令台及びデジタル無線 整備費 入札・契約

7月頃

指令台及びデジタル無線 施工

【令和7年度】

令和8年2月

西いぶり消防指令センター 運用開始

第4章 連携・協力の取組みについての検証及び検討

1 西胆振圏における現状と将来予測

(1) 西胆振圏における消防の課題

消防は、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に常に対応し、必要となる消防力を維持していかなければならず、総務省消防庁からは「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日）が通知されており、この通知では消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとされました。

消防指令業務は、消防活動の最前線として、119番通報の受信、出動指令、通信統制情報伝達など、迅速かつ的確な対応が求められるものです。

室蘭市消防本部、登別市消防本部及び西胆振行政事務組合消防本部(以下「3消防本部」という。)では、従来、この業務を3消防本部ごとに指令施設を整備し、運用してきました。しかしながら近年は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等災害が複雑化・多様化しており、出動体制や人員の確保等には限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが課題となっています。

また、管轄人口の減少も予測され、制約がさらに大きくなる状況では、近隣の市町村や消防本部と連携し、広域的な災害対応が求められることとなり、これまでの消防体制の枠を越えた対応が必要とされています。

◇将来推計管轄人口予測

(単位：人)

市町村名	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
室蘭市	74,810	67,834	61,227
登別市	44,290	41,112	37,845
西胆振行政事務組合	45,347	42,049	36,734
伊達市	31,782	29,882	25,879
洞爺湖町	7,443	6,561	5,722
豊浦町	3,671	3,381	3,116
壮瞥町	2,451	2,225	2,017
合計	164,447	151,005	135,806

※国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

(2) 西胆振圏消防本部の将来予測結果

今後、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備確立していくために、3消防本部が管轄する地域（室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町）における消防指令業務の共同運用を、令和8年2月からの実施に向けて準備を進めていきます。

この消防指令業務のスケールメリットにより、高度でより専門性の高い消防指令業務が実現し、それにより3消防本部の効率的な人員配置や経費縮減が可能となり、3消防本部間での情報の共有化並びに管轄区域全体の大規模災害時における相互応援体制の強化が図れます。

◇消防力の現況：署所、職員数等

消防本部名	面積 (k m ²)	職員数 (人)	署	支署 出張所	消防車両等 (台)			
					消防車 注	救急車	その他	合計
室蘭市消防本部	81.01	136	1	3	15	3	6	24
登別市消防本部	212.21	79	1	2	10	3	3	16
西胆振行政事務 組合消防本部	1,063.60	119	1	5	12	5	4	21
合計	1,356.82	334	3	10	37	11	13	61

※全国消防長会消防現勢（令和4年版）

注）消防車はポンプ車、はしご車、化学車、水槽車、救助工作車及び指揮車をいう。

(3) 消防力の将来予測

消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要があります。

そのため、消防施設の整備をはじめ、各種災害に的確に対応できるよう警防体制、予防体制、救急体制、救助体制等の充実強化を図るとともに、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があります。

しかし、人口減少等により消防支署や消防出張所の統廃合も考えられることから、時代に即して車両や資機材含めた消防力の強化を図ることが必要です。

(4) 財政の現況と将来予測

3消防本部の管轄する市町村の人口減少や財政状況も考慮すると、共同指令センターの規模や更なる再編の検討も必要となることが想定されます。

連携・協力実施計画に基づき必要となる共同指令センター等に係る整備費用は、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象となり、その運営に支障の生じることがないように、国から必要な財政措置が講じられております。

今後は、整備・運用に関しても、構成自治体の財政運営にとっての過度な負担とならないよう配慮した設計や、経費の圧縮、工期の短縮のため、近年の新しい取組を検討しなければなりません。

(5) 将来的な連携・協力に向けた議論

令和4年4月1日現在で、全国で46地域の193消防本部において消防指令センターの共同運用が実施されています。（総務省消防庁資料より）

北海道では市町村消防の広域化等について、平成30年度末に「第三次北海道消防広域化推進計画」を策定し、消防広域化重点地域として3地域が指定され、連携・協力対象市町村の組み合わせとして石狩地域と小樽市を含む地域の2地域が消防指令センターの共同運用を推進する地域と指定されております。

消防指令センターを共同運用することにより、整備費用は緊急防災・減災事業債が活用でき、各消防本部の通信指令員は効率化が見込まれ、また、大規模な災害が発生した場合に迅速な応援出動等による消防力の強化も見込まれます。

これらのことから、西胆振圏も北海道の定める広域化推進計画の連携・協力対象の組み合わせとして指定を受けるよう要望します。

2 西胆振圏における連携・協力

(1) 相互応援体制について

ア 西胆振圏における現状と課題

北海道広域消防相互応援協定(以下「応援協定」という。)第13条の規定により申し合わせ事項を締結し、隣接する地域の一部や高速自動車国道の相互応援の体制を確立し災害が発生した場合に各消防本部ごとに協力する体制を構築しています。

しかし、3消防本部それぞれで119番通報を受信しており、隣接する地域の応援出動は、各申し合わせ事項に基づき、必要に応じて電話連絡等で要請しているのが実情であり出動及び活動までに遅延が生じています。

【西胆振圏各消防本部の北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項】

- ・ 室蘭市と登別市の北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項
(平成3年10月21日締結)
- ・ 室蘭市と伊達市の北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項
(平成18年2月1日締結)
- ・ 登別市と西胆振行政事務組合消防本部の北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項
(平成3年10月1日締結)

《参考 北海道広域消防相互応援協定(平成3年4月1日締結)》

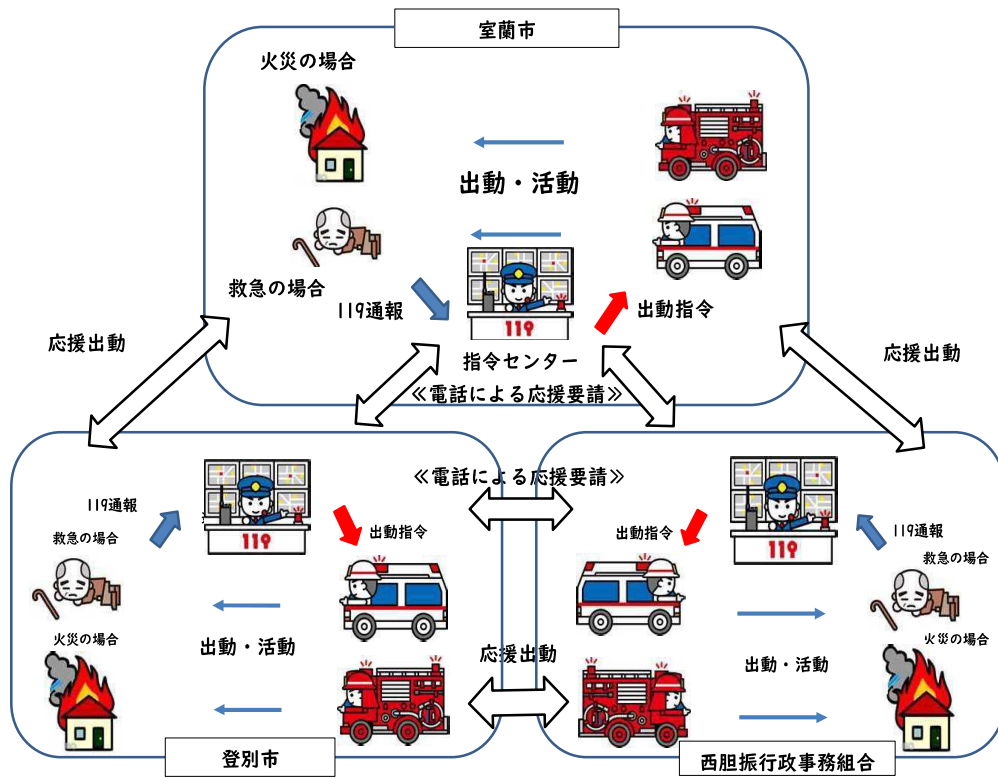
イ 相互応援体制の結論

共同指令センターを設置することで、3消防本部の管轄における災害情報等を一元的に管理、把握することが可能となり、隣接地域への相互応援に要する時間が短縮し、災害対応の迅速化に繋がります。

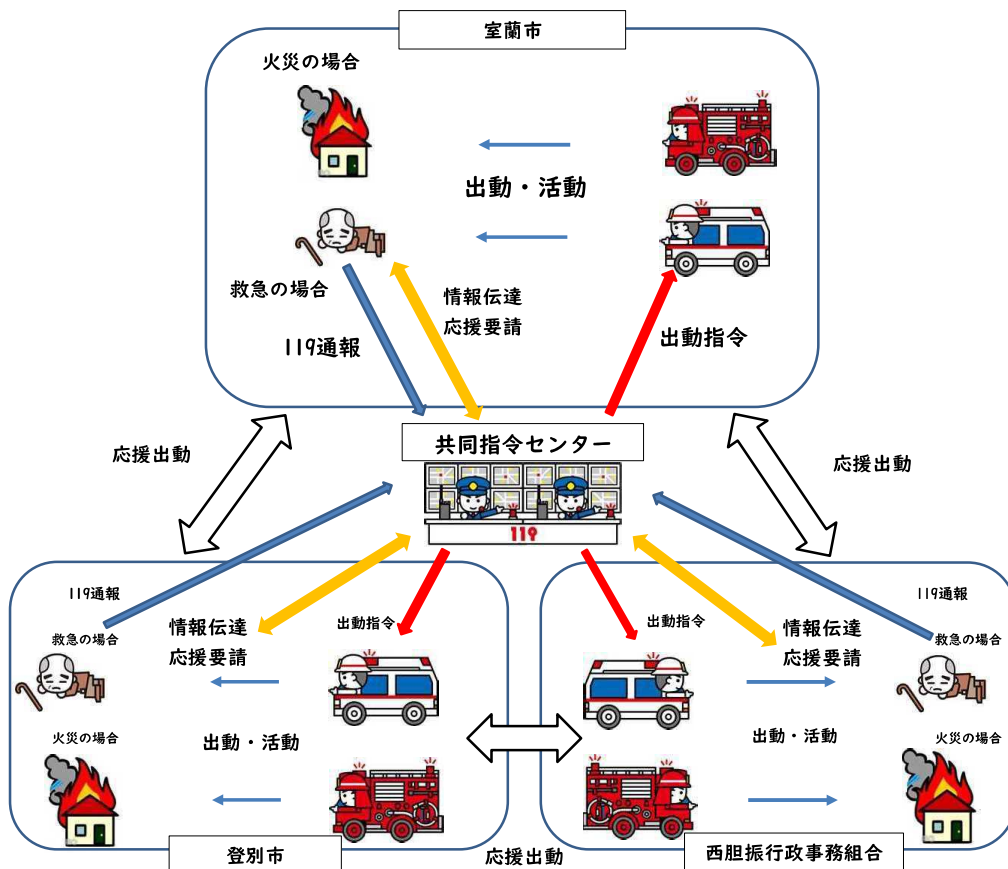
原則、行政区域外への出動は応援協定に基づき出動することとしますが、3消防本部の各消防署所の配置状況や相互の距離を検証した結果、共同運用する事で隣接地域へ応援出動する範囲の拡大が可能となり、更なる相互応援体制の充実と住民サービスの向上が図られます。

なお、共同指令センター供用開始に合わせて3消防本部で応援協定の見直しを行い締結することが必要になります。

ウ 現状のイメージ図



エ 共同運用後のイメージ図



(2) 高度な運用について

ア 高度な運用の現状と課題

現状として、遠隔地といった経路的事情や、隣接地域であっても著しく遠方であるといった距離的事情、隣接消防本部の署所配置状況、3消防本部の出動体制等の相違で隣接する地域であっても、高度な運用の実施による効果が得られないと判断される場合があります。

また、今後の課題としては、人口減少による市街化形成の変化や消防体制の見直しなど、現状と異なる組織体制になることが考察され、それに対応した運用の再構築が必要となります。

イ 高度な運用の結論

西胆振圏の地域性及び道路事情を考慮し、隣接する一部の地域を限定して運用することで、隣接地域の迅速な応援体制が確保され、火災対応の現場到着時間の短縮によって、災害対応能力の強化を図ることができ、自動応援を併せ持つことで、効果的・効率的な運用を図ることができます。

また、市民ニーズの多様化や環境の変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があるため、3消防本部の管轄における災害情報等を一元的に管理、把握することで迅速かつ柔軟に対応できると考えられます。

(3) 連携・協力を行う消防事務の内容

ア 消防指令業務

西胆振圏3消防本部における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用し、共同指令センターによる一元的な消防指令業務が考えられます。

- (ア) 西胆振圏3消防本部の119番通報などの災害通報を共同指令センターで一括受信する。
- (イ) 各消防署・支署・出張所への出動指令を行う。
- (ウ) 各消防車両等の移動局との無線交信を行う。
- (エ) 共同指令センターの係る機器の整備、保守管理などの事務を行う。
- (オ) 災害現場での指揮命令については、現行どおり各消防本部が行う。

イ 出動体制

(ア) 出動隊

原則、各行政区域内における直近隊編成による運用を行う。

管轄区域は各行政区域内とし、行政区域を越えて出動する場合には応援協定に基づき対応する。

(イ) 直近指令

救急車が他管轄の医療機関に搬送し、帰署途上で、災害現場に遭遇した場合や119番通報が生命に危険のある救急事案であった場合、最先着できる隊に自動出動指令を行うことが救命率向上に繋がる。

(ウ) ゼロ隊運用

3消防本部でそれぞれの管轄区域において、出動可能な隊が無くなった場合他の消防本部の隊が出動することが勘案されるが、応援協定内での運用が考えられる。

ウ 連携・協力を行う地域

相互に応援出動する次の隣接地域は、相互応援体制の充実強化が図られるため住民サービスの向上が考えられます。

(ア) 既存の相互応援区域

室蘭市消防本部が行う地域		登別市消防本部が行う地域		西胆振行政事務組合消防本部が行う地域	
区域	◇登別市美園町・鷺別町1～4・6丁目で発生した火災事案	区域	◇室蘭市水元町・高砂町・日の出町2・3丁目で発生した火災事案 ◇壮瞥町オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案	区域	◇登別市オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案
高速自動車国道	◇伊達市境界線から伊達インターまでの上り線 ◇登別市境界線から登別室蘭インターまでの下り線	高速自動車国道	◇室蘭市境界線から室蘭インターまでの上り線	高速自動車国道	◇室蘭市境界線から室蘭インターまでの下り線

(イ) 充実強化が図られる区域

室蘭市消防本部が行う地域		登別市消防本部が行う地域		西胆振行政事務組合消防本部が行う地域	
区域	◇登別市鷺別町5丁目・若草町1・3・5丁目で発生した火災事案 ◇伊達市南黄金町・北黄金町の一部で発生した火災事案	区域	◇壮瞥町オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案に対する出動隊の拡充	区域	◇室蘭市石川町で発生した火災事案 ◇登別市オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案に対する出動隊の拡充

西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 室蘭市消防本部、西胆振行政事務組合消防本部及び登別市消防本部（以下、「構成消防本部」という。）において、消防指令業務の共同運用（以下、「共同運用」という。）を実施するにあたり、諸課題に関し調査及び検討を行い、円滑な共同運用を行うため、西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 共同運用に関すること。
- (2) 共同運用に伴う高機能消防指令システム（以下、「システム」という。）の仕様に関すること。
- (3) 共同運用及びシステムの導入スケジュール等の検討に関すること。
- (4) 整備に係る共通経費及び個別経費等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、室蘭市消防長をもって充て、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、西胆振行政事務組合消防本部消防長及び登別市消防長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障が生じるおそれがあると認めた場合、委員長は、代理の職員を指名することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項についての具体的な調査及び検討を行うため、委員会に総務部会と技術部会を置く。

- 2 総務部会は、整備費用及び運用に関する事項の調査及び検討を行うこととし、部会長及び部員をもって組織する。
- 3 技術部会は、システムの仕様及びシステム構築にかかる調査及び検討を行うこととし、部会長及び部員をもって組織する。
- 4 同条第2項及び第3項に定める部会長及び部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 各部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めたときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 各部会での調査及び検討した事項については、速やかに委員会へ報告する。

(庶務)

第6条 委員会及び各部会の庶務は、室蘭市消防本部警防課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会及び各部会の運営並びにその他必要な事項は別に定める。

(期限及び解散)

第8条 この委員会は、共同運用に係る法定協議会等を設置した時点で解散とする。

附 則

この要綱は、令和4年9月6日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委 員		
室蘭市消防本部	総務課長	藤谷 正志
室蘭市消防本部	警防課長	佐藤 健太郎
西胆振行政事務組合消防本部	消防課長	柳谷 賢二
西胆振行政事務組合消防本部	消防課長補佐	相馬 英明
登別市消防本部	消防次長	木下 友信
登別市消防本部	予防主幹	土橋 正雄

別表第2 (第5条関係)

総務部会長 登別市消防本部 管理主幹 猪股 昌史			
総務部会	室蘭市消防本部	予防課長	坂本 実
		消防署指令2係長	福山 朗広
		警防課警防係	藤本 ほのか
	西胆振行政事務組合消防本部	消防課長補佐	相馬 英明
		総務課長補佐	槇 慎太郎
		消防課通信係主任	鹿原 好弘
	登別市消防本部	総務担当主査	叶内 啓一
		警備G装備担当主査	井上 雅史
	技術部会長 西胆振消防本部 消防課長 柳谷 賢二		
技術部会	室蘭市消防本部	警防課長補佐	柿崎 大輔
		警防課主査	三上 高鋭
		消防署指令1係主査	篠原 康生
	西胆振行政事務組合消防本部	消防署警防課長補佐	八木橋 淳
		消防課通信係長	重山 晃昭
	登別市消防本部	警備G警防主幹	川西 陽介
		管理担当主査	折目 直己
		警備G通信担当主査	塚田未来大

消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

資料 2

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H11.4.1	静岡県	協	・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 (H28.2.1より5本部（伊東市消防本部、東伊豆町消防本部、田方消防本部で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化）)
			・三島市消防本部 ・長泉町消防本部 ・裾野市消防本部 （H27.10.5に離脱し、H27.10.6より3本部で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化）
H20.2.27	石川県	協	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部
H23.4.1	兵庫県	協	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部
	兵庫県	協	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局
H23.5.25	大阪府	相	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部 (H28.4.1から消防の広域化)
H23.10.1	埼玉県	協	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部
H24.3.1	福島県	協	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	愛知県	協	・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 ・新城市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・田原市消防本部 （H16.10.1から共同運用開始） （H20.4.1加入） （H22.4.1加入） （H24.3.1加入）
H24.4.1	静岡県	協	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部
	愛知県	協	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H24.4.1	岡山県	協	・津山圏域消防組合消防本部 ・真庭市消防本部 ・美作市消防本部
H24.12.1	愛知県	協	・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部
	埼玉県	協	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部
愛知県	愛知県	協	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部
	愛知県	協	・尾三消防本部 ・豊明市消防本部 ・長久手市消防本部 H30.4.1 広域化 → 尾三消防本部（一部事務組合）
H25.4.1	千葉県	協	・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部
		協	・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
H25.4.18	千葉県	協	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・柏市消防本部 ・習志野市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・我孫子市消防本部 ・八千代市消防本部 (下線4本部は、R3.2.1加入)
H25.10.10	山口県	協	・下関市消防局 ・高岡市消防本部 ・美祢市消防本部
H26.1.1	富山県	協	・氷見市消防本部 ・砺波地域消防組合消防本部
		協	R3.4.1から消防の広域化

凡例

- 協 協議会方式
- 事 事務委託
- 相 相互応援協定
- 内 内部組織の共同設置
- 広域化済み

消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H26.4.1	広島県	協	・尾道市消防局 ・三原市消防本部
	香川県	協	・丸亀市消防本部・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
H27.4.1	埼玉県	協	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部
	神奈川県	協	・横須賀市消防局 } H25.4.1から共同運用開始 ・三浦市消防本部 } H29.4.1から消防の広域化 ・葉山町消防本部 } (H27.4.1加入)
	神奈川県	協	・座間市消防本部・海老名市消防本部・綾瀬市消防本部
	山梨県	協	・都留市消防本部・大月市消防本部・上野原市消防本部
	大阪府	相	・池田市消防本部 ・豊中市消防本部
	和歌山県	協	・和歌山市消防局 ・海南市消防本部 ・紀美野町消防本部 ・那賀消防組合消防本部
H27.7.6	大阪府	事	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部
H27.9.10	静岡県	協	・富士市消防本部・富士宮市消防本部
H27.10.1	栃木県	協	・那須地区消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部
H28.2.15	神奈川県	事	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部 (R4.4.1から消防の広域化)
H28.4.1	青森県	協	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・北部上北広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部
	群馬県	協	・高崎市等広域消防局 ・利根沼田広域消防本部 ・渋川広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部・吾妻広域消防本部
H28.4.1	愛知県	協	・犬山市消防本部 ・小牧市消防本部 ・江南市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部
	愛知県	協	・一宮市消防本部 ・稲沢市消防本部
	三重県	協	・桑名市消防本部 } H19.4.1から共同運用開始 ・四日市市消防本部 } ・菰野町消防本部 } (H28.4.1加入)
	大阪府	協	・吹田市消防本部 ・摂津市消防本部
	奈良県	協	・奈良市消防局 ・生駒市消防本部

運用開始	都道府県	方式	消防本部
	和歌山県	協	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部 ・高野町消防本部
	和歌山県	協	・田辺市消防本部 ・白浜町消防本部
	福岡県	協	・久留米広域消防本部 } H31.4.1から消防の広域化 ・大川市消防本部 } ・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・筑後市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部 ・みやま市消防本部
	鹿児島県	協	・南さつま市消防本部 ・指宿南九州消防組合
H28.4.1	沖縄県	協	・豊見城市消防本部 ・うるま市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・石垣市消防本部 ・久米島町消防本部 ・東部消防組合消防本部・中城北中城消防本部 ・名護市消防本部 ・糸満市消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・島尻消防、清掃組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部 ・伊江村（非常備） ・渡嘉敷村（非常備） ・座間味村（非常備） ・粟国村（非常備） ・渡名喜村（非常備） ・南大東村（非常備） ・北大東村（非常備） ・伊平屋村（非常備） ・伊是名村（非常備） ・多良間村（非常備） ・竹富町（非常備） ・与那国町（非常備）
			岩手県
H28.6.1	茨城県	協	・常陸太田市消防本部 ・大洗町消防本部 ・北茨城市消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・高萩市消防本部 ・大子町消防本部 ・土浦市消防本部 ・水戸市消防本部 ・取手市消防本部 ・笠間市消防本部 ・石岡市消防本部 ・那珂市消防本部 ・かすみがうら市消防本部・小美玉市消防本部 ・茨城町消防本部・筑西広域市町村圏事務組合消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
H29.4.1	神奈川県	協	・平塚市消防本部・大磯町消防本部 ・二宮町消防本部

凡例

- 協 協議会方式
- 事 事務委託
- 相 相互応援協定
- 内 内部組織の共同設置
- 広域化済み

消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H29.11.30	福岡県	事	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 ※筑紫野太宰府消防組合消防本部（R5年度加入予定） ※糸島市消防本部（R11年度加入予定）
H30.4.1	愛知県	内	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部
R3.2.26	大阪府	協	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市消防本部 ・忠岡町消防本部

凡例	
協	協議会方式
事	事務委託
相	相互応援協定
内	内部組織の共同設置
■	広域化済み

**46地域193消防本部において
消防指令センターの共同運用が実現**

西いぶり消防指令センター運営経費

資料3

項目	費用(円)	備考
消耗品費		
印刷用トナー・用紙・その他消耗品		
電波法令集		
指令室用住宅地図		
燃料費		
総合庁舎燃料費		※1
室蘭消防測量山局舎(デジタル)非常用発電機用燃料		
光熱水費		
指令センター電気料金		※2
指令センター水道料金		※1
通信運搬費		
切手代		※3
指令系・無線系回線使用料		
回線使用料等		
位置情報通知システム利用料		
位置情報通知用IP-VPN回線		
防災気象FAX		
手数料		
消防設備点検		※1
真空温水ボイラー分解整備		※1
敷き布団丸洗いクリーニング		
防災気象情報FAX		
委託料		
消防総合庁舎自家用電気工作物保安全管理業務		※1
自動開閉装置保守点検業務		※1
一般廃棄物収集運搬処理業務		※1
清掃業務		※1
エレベーター保守点検		※1
119番通報に係る電話通訳業務		
室蘭消防測量山無線局舎自家用電気工作物保安全管理業務		
室蘭市消防緊急通信指令施設無停電電源装置保守業務		
消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター保守業務		
消防専用電話保守点検		※4
NET119		
使用料及び賃借料		
テレビ受信料(2台分)		
複合機賃借料		
庁舎使用料		
病院案内 2回線		
災害案内 28回線		
修繕費		
指令台UPSバッテリー交換		
合計		
共同指令センター費用	53,705,339	

経費負担額(円)	室蘭市	登別市	西胆振	合計
	22,924,124	13,193,254	17,587,961	53,705,339

- ※1 (R3総合庁舎における実績額/総合庁舎勤務人数)*指令センター勤務人数
- ※2 R3総合庁舎実績額/3
- ※3 R3室蘭消防実績額*(3消防通報受付件数5年平均/室蘭消防通報受付件数5年平均)
- ※4 (R3実績額/総保有台数)*指令室内設置台数

なお、上記費用のほかにも一定期間ごとに下記の費目等が考えられます。

- 3年ごと：地下タンク・地下埋設配管定期点検手数料、危険物取扱者保安講習受講申請手数料
- 5年ごと：無線局定期検査手数料、無線免許更新手数料(基地局・可搬型)
- 一定期間ごと：指令設備・デジタル無線設備の中間更新費用、指令台地図使用料

共同指令センター要員の人員按分率の算出方法について

人員按分率については、各消防本部における過去 5 年間（平成 29 年～令和 3 年）の「災害受付指令件数」の平均により算出しました。

※災害のみの受付件数

消防本部	年	火災	救急	救助	警戒 調査	その他	合計 (件)	5 年 平均	人員 按分率 (%)
室蘭市消防本部	H29	31	4,150	35	163	138	4,517	4,460	49.0
	H30	32	4,306	27	222	68	4,655		
	H31 (R1)	26	4,256	36	173	59	4,550		
	R2	27	3,835	30	152	20	4,065		
	R3	28	4,128	27	181	149	4,513		
登別市消防本部	H29	26	2,151	26	77	4	2,284	2,205	24.2
	H30	22	2,276	41	83	1	2,423		
	H31 (R1)	21	2,189	29	70	3	2,312		
	R2	18	1,875	35	58	0	1,986		
	R3	23	1,913	29	56	0	2,021		
西胆振行政事務 組合消防本部	H29	27	2,315	31	381	0	2,754	2,446	26.8
	H30	27	2,357	15	132	0	2,531		
	H31 (R1)	22	2,413	12	86	0	2,533		
	R2	23	2,104	11	64	0	2,202		
	R3	14	2,104	16	79	0	2,213		
合 計		337	42,372	400	1,352	442	45,558	9,111	100.0

4 消防指令業務の共同運用 Q&A

資料 5

Q1 協議会とはどんな組織ですか？

A1 協議会とは、地方自治法第252条の2の2の規定に基づく、地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織で、法人格や財産権を持たず、そこに勤務する職員も共同処理を行う消防本部から派遣するものです。

協議会設立までの流れは、本来各自治体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を定め、各市町等の議会で承認を受け、告示したのち北海道に届け出るようになります。

Q2 なぜ消防指令センターを共同で運用するのですか？

A2 消防指令業務（通信受付業務や部隊運用管理など）は、各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきましたが、近年、より高度な消防行政サービスに対するニーズを踏まえて消防指令業務の共同運用が検討され、全国的に導入が進められております。

共同運用することにより、整備費用の縮減、運用面で通信指令員の減員や消防力の効率的な運用などが期待できます。

Q3 119番通報はどこにつながるのですか？

A3 室蘭市消防本部、登別市消防本部及び西胆振行政事務組合消防本部管内の全ての119番通報は室蘭市消防本部内に設置される共同指令センターで受信されます。

また、通信指令員は、各消防本部から派遣された管内の地理に精通している消防職員が勤務していますので、確実な対応ができます。

また、119番を受信する指令台の数、回線数は、3消防本部の119番の着信件数や国の基準に基づいて整備します。

固定電話、IP電話、携帯電話（※）のいずれからの通報であっても、119番と同時に通報場所をほぼ特定することができる「統合型位置情報システム」も整備します。

※携帯電話やスマートフォンからの通報については、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

Q4 消防車や救急車はどこから出動するのですか？

A4 消防指令業務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。

共同運用した場合でも、原則従来どおり各消防本部の管内から消防車、救急車が出動するので、現在と大きな変化はありません。

Q5 共同運用の効果は何ですか？

A5

◆住民サービスの向上

救急車が他管内の医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合、最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となり、救命率の向上に繋がります。

◆行財政上の効果

共同指令センターを西胆振圏各消防本部で共同運用することで、指令施設整備や維持管理に係る経費の縮減を図ることができます。

◆災害対応力の強化

災害態様に応じ、各消防本部管内における災害情報等を一元的に管理、把握することにより、災害の拡大や複雑化した場合においても、迅速かつ柔軟に対応する応援体制の確保が可能となります。

また、通信指令員の効率的な配置により、現場体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

◆行政上の効果

各消防本部の関係市町との連絡体制の強化を図ることが可能となります。

共同指令センター勤務を通じて、各消防本部との交流が図られることから、職員の能力向上、職務意欲の向上が期待できます。